

仕様書

1 件名

令和 7 年度万博 TDM 用一般事務用携帯電話借入（単価契約）

2 借入期間

期間①：令和 7 年 6 月 1 日（日）～令和 7 年 6 月 30 日（月）

期間②：令和 7 年 8 月 1 日（金）～令和 7 年 9 月 30 日（火）

期間③：令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 31 日（金）

3 使用台数（想定）

期間①：80 台（使用台数は月毎に最低 60 台～最大 80 台で変動）

期間②：80 台（使用台数は月毎に最低 60 台～最大 80 台で変動）

期間③：180 台（使用台数は月毎に最低 160 台～最大 180 台で変動）

4 納入場所

万博推進局整備調整部整備調整課

（大阪市住之江区南港北 2－1－10 ATC ビル O's 棟北館 4 階を想定）

※納入に当たり、変更が生じる場合は別途協議の上決定することとする。

5 納入日時及び返却方法

納入日時：借入期間開始の 1 週前の平日（原則、9 時～17 時 30 分（うち 12 時 15 分～13 時を除く））に納入すること。

返 却：借入期間終了から 1 週間までに受注者の指定する方法により返送を行う。

※納入及び返却の具体的な日時は、受注後に協議のうえ決定するものとする。

※なお、借入期間外については、使用料等は発生しないものとする。

6 使用区域・想定使用場所

大阪市内

（想定使用場所）

大阪市役所本庁舎地下 1 階（大阪市北区中之島 1－3－20）

大阪市職員人材開発センター（大阪市阿倍野区阿倍野筋 3－13－23）

大阪府庁（大阪府中央区大手前 2 丁目付近）

7 内容

一般事務用携帯電話の使用、並びに良好な機器状況を維持するための保守について、1 台あたり 1 か月単位での使用料により、単価契約する。

8 仕様等

携帯電話機器一式

- (1) 音声通話が可能であること。
- (2) 音声通話は、国内音声通話定額制（かけ放題）であること。
- (3) 全台数のキャリアが同一かつ同機種であること。
- (4) プリペイド方式のものは不可とする。
- (5) 上記 6 の使用区域内において、通話が常時可能なもの。使用場所において通話不可または電波状態等によって通話に支障をきたすと発注者が判断した場合、直ちに機器の交換等必要な対策を講ずること。代替の機器を納入する場合は、発注者の指定する場所に直接納入すること。
- (6) 日本国内で提供されている 4G/LTE 回線が使用できること。音声通話専用として利用するため、データ通信は行わないことを想定する。なお、自動的な追加データの購入は行われないものとする。
- (7) 借入期間中に携帯電話を使用するうえで必要な機器（充電器、電池パック等）について、本仕様書への記載の有無にかかわらず、台数分を準備すること。
- (8) 借入機器が破損、水損等により故障した際の保守体制（端末の保証パック等のオプションでも可）が付帯していること。なお、保守サービスの受付時間は、9 時～17 時 30 分（平日）とする。（同等以上は可能とする。）
- (9) 借入機器は新品、中古を問わない。
- (10) バッテリーの容量は 3000mAh 程度とする。
- (11) 借入期間中に借入機器の故障やバッテリーの劣化等により通話に支障をきたすと発注者が判断した場合、直ちに機器の交換等必要な対策を講ずること。代替の機器を納入する場合は、発注者の指定する場所に直接納入すること。

9 特記事項

- (1) 物品については「大阪市グリーン調達方針」に基づき納入するよう努めること。
- (2) 納入については事前に本市担当と十分打ち合わせを行い、納入の際には大阪市グリーン配送実施要綱の規定に従うこと。
- (3) 使用台数は概算であり、受注者は増減が生じる可能性があることをあらかじめ承知するものとする。納入数量は、納入日の 1 週間前までに発注者より受注者へ指示し、確定するものとする。
- (4) 請求の際には、1 か月毎の使用台数の実績をすみやかに報告するものとし、その使用台数に応じて精算を行う。
- (5) 使用する携帯電話については、それぞれの管理番号及び電話番号を事前に発注者に通知するとともに、携帯電話本体に判別できるシール等を貼り付けること。
なお、管理番号及び電話番号の事前通知にあたっては、納品までの発注者が指定する日までに行うものとする。

- (6) 借入機器の返却は、発注者が、初期化作業を行ったうえで受注者の指定する方法により返送を行う。
- (7) 納入及び返却にかかる郵送料等の費用も含めて応札すること。
- (8) 受注者が定める定額対象外の料金が発生した場合は、別途、本市担当と協議すること。
- (9) 故意又は不注意による故障や損傷の修理費用は発注者負担とする。
- (10) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。
- (11) 質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約締結後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

10 本市担当

大阪市万博推進局整備調整部整備調整課・整備企画課(電話:06-6690-7731)

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課

自動車排ガス対策グループ

電 話：０６－６６１５－７９６５

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（万博推進局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（万博推進局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965